

工事請負契約書第26条（スライド）運用マニュアル
（暫定版）

平成28年2月

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部

目 次

I	はじめに	1
II	工事請負契約書第26条第1項から第4項（全体スライド）について	2
	1. 適用対象工事	2
	2. 請求書及び基準日等について	2
	3. スライド協議の請求	2
	4. 請負代金額の変更	3
	5. 残工事数量の確認	4
	6. 物価指数	4
	7. 変更契約の時期	4
	8. インフレスライド及び単品スライド条項の併用	5
	9. その他の留意事項等	5
	10. 工事請負契約書第26条第1項～第4項に伴う実施フロー	7
	11. 記載例	8
	12. 様式	13
III	工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）について	14
IV	工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）について	14

I はじめに

本資料は、工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 6 項の全体スライド、単品スライド及びインフレスライドについて、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、積算課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	全ての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	全ての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額 変更の 方法	対象	部分払いを行った出来形部分を除く全ての対象資材	運用通達に基づく賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1. 5 % (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1. 0 %
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内すべての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)

II 工事請負契約書第26条第1項から第4項（全体スライド）について

1. 適用対象工事

- (1) 工期が12ヶ月を超える工事であること。
- (2) 契約書第26条第1項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。

2. 請求書及び基準日等について

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意する。

・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示（工事変更指示等）により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12ヶ月経過後に書面により行うこととする。

・スライド対象の確認

発注者は工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降12ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする、

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙記載例1-1又は1-2）により行うこととする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙記載例2）により通知する。

・実施フローについて

10. 「工事請負契約書第26条第1～4項に伴う実施フロー」を参照すること。

4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：機構積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 又は P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：機構積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・総価契約単価合意方式適用工事の場合について

P_1 は、直近の合意単価（包括合意の場合は、機構積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

P_2 は、基準日における機構積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（包括合意の場合は、機構積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算出することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5. 残工事数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して残工事数量確認検査を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても、出来形数量として取り扱うこと。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示（工事変更指示等）されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

・残工事数量等の確認方法について

基準日における工事の残工事数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。

・残工事数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に残数確認を行う。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算出することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。

8. インフレスライド及び単品スライド条項の併用

(1) 契約書第26条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12ヶ月経過後に、本マニュアルによるスライドを請求することができる。

(2) 本マニュアルに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・契約書第26条第1項から第4項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該機関の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

9. その他留意事項等

・総価契約単価合意方式適用工事に関する留意点

総価契約単価合意方式適用工事については、スライド協議が成立し、変更契約締結後、工事請負契約書第3条第6項の規定に基づき単価合意を実施すること。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意しなおすものとする。ただし、以後、請負代金額の変更が伴う契約変更が無いことが明らかな場合は、単価協議は不要である。

- 平成 26 年度版以前の積算標準適用工事のスライド額の調整に関する留意点

今回スライド増減金額限度額を有効数字 5 桁（増額スライドの場合は 6 桁目を切捨て、ただし千円未満の端数がつく場合は千円未満切捨て、減額スライドの場合はそれぞれ切上げ。）に端数処理した金額がスライドの増減金額（足切り前）とする。

また、変更前残工事積算金額の 15/1,000 に落札率を乗じ、有効数字 5 桁（増額スライドの場合は 6 桁目を切捨て、ただし、千円未満の端数が付く場合は千円未満切捨て、減額スライドの場合はそれぞれ切上げ。）に端数処理した額を足切額として算出し、スライド前の請負代金額にスライド増減金額と足切額を合算したものが、第 1 回スライド後の請負代金額となる。

- 平成 27 年度版以降の積算標準適用工事のスライド額の調整に関する留意点

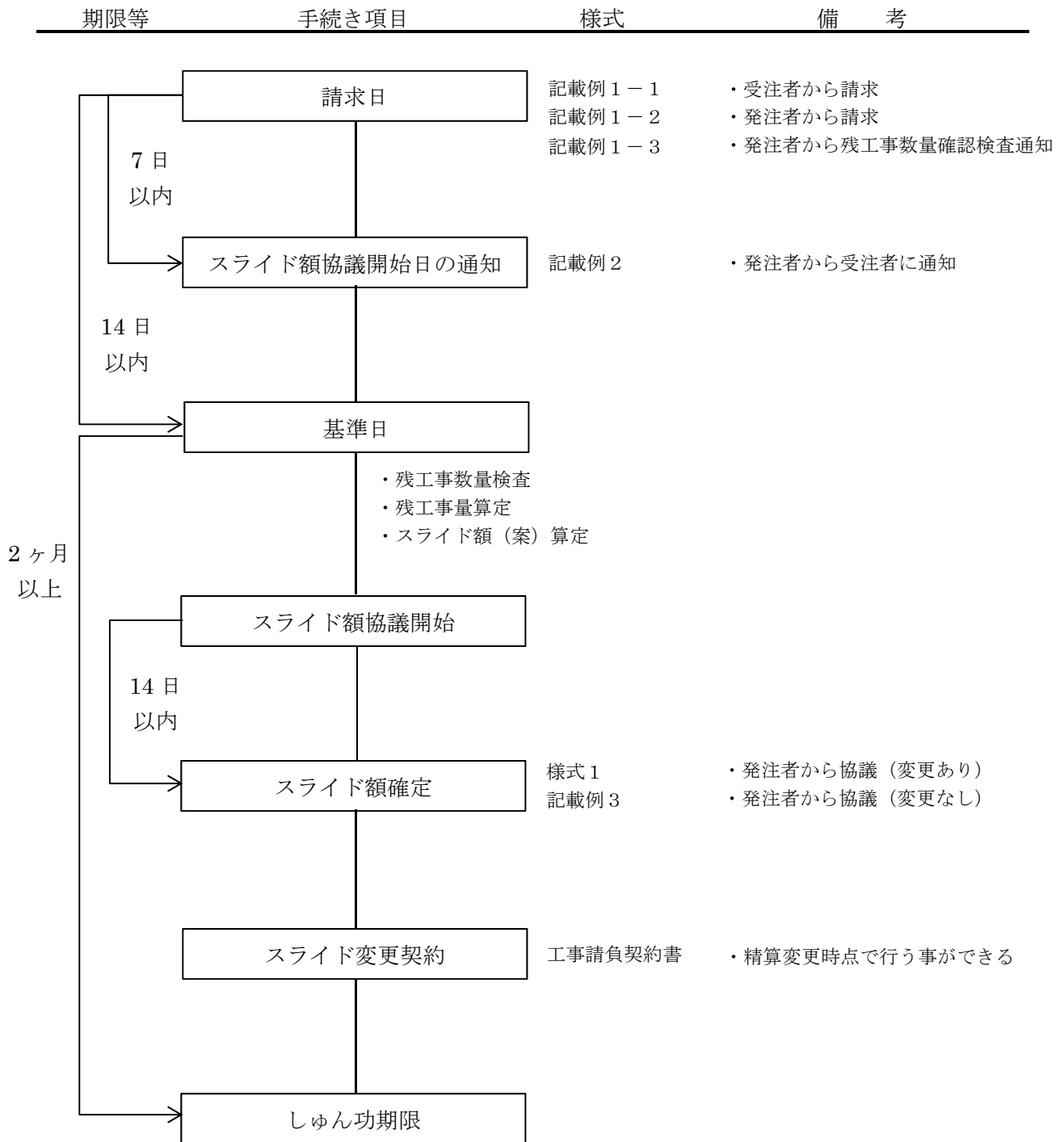
今回スライド増減金額限度額を 10,000 円単位とし、10,000 円単位での調整は、10,000 円未満の金額を除いた額をスライドの増減金額（足切り前）とする。

また、変更前残工事積算金額の 15/1,000 に落札率を乗じ、10,000 円未満の金額を除いた額（増額スライドの場合は切捨て、ただし、減額スライドの場合はそれぞれ切上げ。）を足切額として算出し、スライド前の請負代金額にスライド増減金額と足切額を合算したものが、第 1 回スライド後の請負代金額となる。

- 工事内容変更の取扱いに関する留意点

「工事内容変更の取扱いについて(通達)」(平成 15 年 10 月 1 日付け鉄業契第 37 号、鉄計積第 17 号)により処理をしたものについては、あらかじめ請負者と打合せのうえ、スライド額協議開始日までに設計変更の処理を行うこと。

10. 工事請負契約書第26条第1項～第4項に伴う実施フロー



1 1. 記載例

(記載例 1 - 1)

[受注者からの請求]

平成 年 月 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 支社又は局等

契約担当役 殿

受注者

会社名

代表者名

印

工事請負契約書第 26 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

平成 年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金又は物価水準等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 1 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | | | | |
|---|-----------|----|---|---|-------|
| 1 | 契 約 番 号 | | | | |
| 2 | 工 事 件 名 | | | | |
| 3 | 予定しゅん功年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 希 望 基 準 日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 変更請求概算額 | ¥ | | | (税込み) |

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(記載例 1 - 2)
[発注者からの請求]

平成 年 月 日

受注者

会社名

代表者名

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 支社又は局等

契約担当役

印

工事請負契約書第 26 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

平成 年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金又は物価水準等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 1 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 契 約 番 号
- 2 工 事 件 名
- 3 予定しゅん功年月日 平成 年 月 日
- 4 希 望 基 準 日 平成 年 月 日
- 5 残工事数量確認検査 平成 年 月 日
(適用日)

(記載例 1 - 3)

[残工事数量確認検査]

平成 年 月 日

受注者

会社名

代表者名

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 支社又は局等

契約担当役

印

工事請負契約書第 26 条第 1 項の請求に基づく残工事数量確認検査について (通知)

平成 年 月 日付け請求のありました下記の工事については、残工事数量確認検査を実施します。

記

- | | | | | | |
|---|--------------------|----|---|---|---|
| 1 | 契 約 番 号 | | | | |
| 2 | 工 事 件 名 | | | | |
| 3 | 基 準 日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 残工事数量確認検査
(適用日) | 平成 | 年 | 月 | 日 |

(記載例 2)

[発注者からの通知]

平成 年 月 日

受注者

会社名

代表者名

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 支社又は局等

契約担当役 印

工事請負契約書第 26 条第 8 項に基づく協議の開始の日について (通知)

平成 年 月 日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 契 約 番 号

2 工 事 件 名

3 スライド額協議開始日 平成 年 月 日

(記載例3)

[金額変更なしの場合]

平成 年 月 日

受注者

会社名

代表者名

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 支社又は局等

契約担当役

印

工事請負契約書第26条第2項および第3項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成 年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第26条第2項に基づく請負代金額の変更について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1 契 約 番 号

2 工 事 件 名

3 スライド変更適否

4 理 由

スライドの適用が認められない

スライド額が対象工事の1.5%を超えないため

12. 様式

(様式1)

工 事 番 号
平成 年 月 日

受注者

代表者

殿

代理人

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

鉄道建設本部 支社又は局等

印

請負代金の変更通知及び協議書

(第 回請負代金額の変更)

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事について、工事請負契約書第26条第2項および第3項に基づき平成 年 月 日を基準日として下記のとおり請負代金額を変更したいので、協議します。

なお、請負代金額の変更について異存がないときは、別添の工事請負契約書に記名押印のうえ提出されたい。

記

1. 請負代金額変更金額 (増減額)	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	円

Ⅲ 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）について

Ⅳ 工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）について

- ・上記Ⅲ及びⅣについては、通達が発出された時点で通知するものとする。